

Title	社会的自由主義について
Sub Title	
Author	気賀, 健三
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1947
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.40, No.7/9 (1947. 9) ,p.452(86)- 470(104)
JaLC DOI	10.14991/001.19470901-0086
Abstract	
Notes	慶應義塾九十周年記念論文集：第一輯
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19470901-0086">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19470901-0086</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 社會的自由主義について

氣 賀 健 三

一、一社會の理想として、或ひは全人類の理想として、様々の自由が追求される。併し同時にそれは様々の不自由又は抑壓の暗影を伴ふ。

「正義とは何人もその前に膝まづく名前である。平等とは多くの人々が恐れ且つ嫌ふ言葉である。しかしアリストテレスが正しく指摘せる如く、正義は平等の一種である」\* そのよつて來たる所以を説明することは本論文の目的ではないが、この警句に附加して、私はこゝにいふことができると思ふ。自由は何人も熱望してゐる言葉であるが、しかも多くの人々に満たされてゐない希望である。

\* L. F. Hobhouse, The elements of social justice, 1922. p. 94.

人間の社會的發達の歴史において多くの人々が自由のために闘ひ、自由の爲に倒れた。人々が自由の理想を實現し得たと信じた時に、その社會の他の一部の人々はますます抑壓される環境を身に泌みて感得したのである。かつて武士階級が問答無用、切棄御免の自由を享樂した時に、他の庶民階級は隷屬の生活を送らなくてはならなかつた。近代社會において市民に政治的自由と經濟的自由の制度が與へられた時に、資産を所有しない労働者の階級は政治的にも

經濟的にも從來の社會的保護の據り所を失つて社會的重壓の下に苦しむ生活を續けることを強ひられた。

現代においてはゆるプロレタリア階級が自由と平等を望んで新らしい社會革命を求める時に、他の一部の人々はその革命が抑壓と專制を招來することを怖れてゐる。一方においては私有財産の制度が人々に自由な經濟的活動の世界を保證する神聖な制度であるとして讃へられるのに對し、他方においては、かゝる制度こそ不平等と不自由の源泉であるとさへ批難される。近世以降のいはゆる個人的自由の制度は自由主義の代名詞として一般に理解され、封建的特權階級以外に之に反對するものを見なかつたときへいはれるのであるが、併し舊制度の撤廢は新しく與へられた自由を享受しようとして反つて社會的競争の場裡に生活の向上の途を塞がれたものにとつては、自由は即ち形式に止まり實質的には依然として隷屬者たるの地位に止まる自由を受取るに過ぎなかつたと感ぜられるのである。

自由の實現がかくの如く常に抑壓の暗影を映し、自由の理想が常に壓制の恐怖を潜ませてゐるといふ事態はそもく之をいかに解決すべきであらうか。自由の世界とは畢竟するに地上に求める天國の如く、人類の永遠の夢であらうか。

二、自由の言葉の意味。それは抑制からの解放であるとする説。

自由とは消極的には抑制のないことを意味する。奴隸は主人の支配から解放されるときに自由となる。子供は親の監督を緩められる時により大きい自由を得る。犬は紐から解かれる時に自由になる。專制君主制の撤廢は市民に政治的自由を與へる一つの要素であつた。

しかしながら、抑制の撤廢といふ消極的な一面のみを以て直ちに自由が享受されると考へるのは速断に過ぎる。子供は親の監督を失ふことによつて直ちに自由を享受するといひ得るであらうか。農奴は土地から解放される時にすぐ

に自由の市民たる地位に立つといひ得るであらうか。

人間の社會生活において一つの束縛から解放された時に、新しい束縛が別に加はることはありがちなことである。いな我々は全く束縛のない人間の社會生活を考へることが出来るであらうか。もし自由とは束縛のない状態であるとすれば、完全な自由は全く束縛のない世界を想像しなければならぬ。

然るに人間はその社會生活において必ず何等かの抑制を受ける。抑制が個人の行動について缺けてゐる社會を我々は想像することができない。子供は親の抑制を解いても、或ひは學校から、或ひは友人からある抑制を受けるであらう。農奴はその土地から解放された時に、今度は一小作人として或ひは一労働者としての抑制を受けるであらう。ある一部の人々を支配する者といへども、支配する限りにおいて自由を享受するが、その限度を超へるときには、何等かの抑制から免かれることができない。かゝる限度は社會的には通例、當該社會の法律、習慣又は道德の規律によつて定められてゐる。もしも抑制のない社會状態に徹底しようとするれば、我々は一切の社會的關係の成立しない人間生活を推定しなければならぬ。

かくしてある論者は説をなして「自然の状態」において人間は本来自由であるといふ。人間は生まれながらにして自由であるにもかゝらず、社會の至る所において鎖に繋がれてゐるといふルーソーの叫びが尤もらしく人々の耳に響くのである。併し一體自然の状態とはいかなる事態を意味するのであるか。

何等かの法律と習慣のない人間の社會生活を我々には想像しうるであらうか。それはロビンソン・クルーソーの生活かそれとも弱肉強食、優勝劣敗の動物的世界を意味するものであらうか。前者の生活には社會生活は全く存在しないし、又自由を主張する何のいはいはれもない。後者の世界には、力の強いもの、競争に勝つ者に自由があつて、力の弱

いもの、競争に敗れるものに自由は存しない。即ち力の強いものはそれに好都合な社會的法律と習慣を作りあげてあらうし、力の弱いものはその與へられた法律と習慣に服従することを強ひられるであらう。近代の法治國家が成立するまでの専制君主制下の社會生活はむしろかゝる力の支配の面が頗る強かつたのである。國民は國王と之を繞る爲政者の慈愛と教智とに頼る外は、力の支配から免かれることはできなかつた。而して自然的自由の叫びは實にかゝる權力支配に對する反抗の聲に外ならなかつたのである。

以上の關係が示す如く、我々が一般に問題とする自由とは社會と共に生まれ、社會の中に存在するものである。「自由」は社會に對し、又は社會の法律や習慣を否定する所にあるものでなく、むしろそれらの法律や習慣によつて力の支配を抑制する所に存在することが窺ひ知られるのであらう。

それ故に單に抑制を除くといふ消極的な定義を以て自由を理解することはできない。むしろ逆に自由はある抑制を必要要素とさへするものである。ある人が一定の財貨を所有し處分する自由を享受するといふことは、他の人々がその人の自由を侵害しないといふ抑制を守らなければ成立しない。ある人に道路を歩く自由があることは、他の人々が之を妨げないといふ抑制を受けなくてはならぬ。總ての人々が互に他の人々の所有權を侵害せず、道路の通行を妨害しない場合において、その社會には所有の自由があり、歩行の自由があるのである。それ故に抑制の面から自由を理解しようとするならば、いかにして抑制を定めるかといふ抑制の成立と、それがどんな抑制であるかといふその内容とを検討することに問題があるものと見なければならぬ。この點よりみれば、自由の問題は自由の意味よりもむしろ自由の限界を劃する抑制の原理を研究することになるであらう。\*

\* J.S. Millはその自由論の序論の中で、その主題をば「社會が個人に對して合法的に作用し得る權力並びにその限界」であ

ると、次の如く記してある。「人類が個人的にも、あるひは又中でも、それに對して彼が社會に服従すべき唯一の部分は何事他の綜合的にもその屬する何人かの行爲の自由に干渉するに際して人に關する所のものである。彼自身にのみ關する部分について可とされる唯一の目的は自衛である。即ち「文明社會の何人かは、彼の自主獨立が正當でもあり、又絶對的でもある。彼自身に對して、彼の意思に反して權力を正當に行使し得る唯一の目的については、即ち彼自身の心身については、個人が主權者である。他人に對する害を避けんとするにある。……何人の行爲の」と。(Mill, on Liberty)

三、自由は積極的には自己決定であるとする説。

抑制がないといふことよりどんな抑制を如何にしてなすかと自由の問題であるならば、積極的に自から抑制を規定する主體の活動が考へられなくてはならぬ。上記の引用文から推察される如く、ミルは社會の抑制の限界として個人の自主獨立性を想定してゐる。而して之と社會とを對立せしめ、自己の身心について絶對の主權者たる個人を出發點においてゐる。

併しながらさきにも一言せる如く、自由の概念は社會生活においてのみ成立する社會的概念である。社會の他の部分に全く關係のない個人の行動の如きものは考へられない。我々は一切の個人の行爲をば社會的に關係のあるものとしてのみ問題にすることができるのである。ミルが古典的な個人主義者といはれる所以は正にかくの如き社會的に無關係な個人の絶對性に自由の出發點を求めた點にあるといへるであらう。

個人を基本的な存在とし、之に社會を對立せしめる考へ方からして、自由とは自己の行動を自己が決定するとき存し、之に對して外的抑制が加へられるときに、自由の拘束があるとする主張が立てられる。外からの強制がなくなり、自己自身が自己自身を規定する所に自由の本質があると考へられる。

然らば自己が自己を決定するとはいかなる意味であるか。又自己——内的なもの他——外的なものとの區別はど

こに存し、兩者の關係はいかなるものであらうか。

暫く議論を個人の内容的な面に限つて説かう。人がその行動を決定するに際しての本能又は時々の衝動に驅られて意思を定めるとき、その人に自由があるといふであらうか。それとも感覺の誘惑をしりぞけて、神の掟に従ふ信心深い人の意思決定に自由があるであらうか。或ひはある利害打算によつて意思を定めるときに自由な行動をとるといはれるであらうか。冷靜な人間は本能の赴むくまゝに行動するものを自由な人間と羨むかもしれない。敬虔な人は之を惡魔の奴隸と蔑すむかもしれない。あるものは感情から自由でありながら私利心の虜である。他のものは神の掟に縛られてゐるが、慾情から解放されてゐる。一口に自己決定といはれる人々の意思の自由と行動の自由な決定は必ずしも完全な自己決定とはいひ難いのである。しかも人が自己決定的であるとすれば、それは人が全體として、自らを構成する諸々の要素を調和せしめ、いづれの要素も他の要素の抑壓の下に立たない場合である。かゝる調和の完全なる状態は現實の個人について必ずしも實現されてはゐない、が各要素がそれぞれ全體としての個人について他の要素の抑制を感じしめず、一つの統一的な個人の意思の決定に参加する限度においてそこにはある程度の調和があるといひ得るであらう。その限度においてその人が自由である。かゝる調和を通じて一個人を構成する個々の要素と同時に全體としての人格も亦その意欲する所を充足することができる。ここに自由の意味が在る。\*

\* 意思の自由の意味については、なほ理性による決定論、選擇素の相互協力と相互支持の上に立つ調和を以て自由の意味とするの非決定論其他が考へられるが、こゝでは本題の範圍を超へる立場をとる。

即ち自由の積極的意味を理解するには、自己と外界との對立をみる考へ方は適當な仕方にならない。内部の自己と外部の他との全體を包括する一體としての立場を見出だすことが肝要である。然る場合において初めて自己決定的な

る自由の意義が明かとなり自由が抑制を含むといふ一つの逆説が矛盾なしに理解せられる。もしも二つの存在が相對立して一方の自由は他方の抑制を意味するとすれば、自由の擴大は同時に抑制の擴大であつて、全體として見れば何等自由の増進を意味し得ないことになるであらう。

自由とは自己決定的であるといふことが、個々の存在が各自それ／＼の存在の獨自性に基いて自己決定的であることを指してゐないで、常に全體としての調和の意味においてのみさういはれるものだといふ點は、我々がいはゆる個人主義の思想と特に自ら區別して留意する所である。

四、社會的自由は全體としての調和においてのみ考へられる。

一つの社會において各個人に認められ、且つ實現される自由は、彼等が構成する全體としての社會の調和の觀念によつて解釋されなくてはならぬ。個人の自由がしばしば社會的な習慣によつて抑壓され、法律によつて制限されるとすれば、それはかゝる自由が全體としての社會の共同の利益又は善(Common Good)のために有害だからであり、之を制限することが社會を構成する他の人々の自由を守る意義をもつが故に是認されるのである。現實においてある習慣、ある法律がかゝる意義をもたないで全體としての社會の福祉に妨害的影響を與へてゐる場合は數多く在るであらう。その限りにおいてそこには不調和があり、不自由があるに相違ない。完全な自由は完全を求める一つの理想であつて、その到達せられる状態を現實的に想定することは困難であらう。たゞ我々はそれへ接近することが不可能でなく、我々の合理的な努力はその方向に向ふ所に進歩の意味を認められると考へるのである。

自由が全體としての調和においてのみ考へられるとすれば、それ故に現實においては多くの場合に社會全體のために個人の行動が抑制される事態を惹起するのは止むを得ない所である。併しながら社會全體の利益(善)とは一體何

であらうか。一部の論者人々はそこに個々の人間を超越した一つの全體を考へる。社會と個人との關係を一つの有機體の如くに見る思想家は一有機體を構成する個々の細胞が全體に從屬し、全體の一部分としてのみ機能を有し、全體を支配する一つの統一せる精神的又は物質的な存在を想定するのである。社會全體のものと個別的なものとの間に相互依存、相互調節の關係が存することはたしかに有機體的な比喻によつて判りやすく説明せられるが、併しその故に個々の存在を超越した全體を予想するとすれば、それは神秘的な有機體論に陥るものである。

社會は之を構成する個人より成つてゐる。社會の存在及びその發展は之を構成する個人の存在と發展を外にしてはあり得ない。然るに個人は社會生活においてのみ個人としての存在を續けることができる。社會から離れて我々は個人の生活もその發展をも考へることができない。その點では「各人は數多の社會關係の集合點である。あらゆる社會關係が個々の人間に依存すると共に個々の人間に影響を與へる。かゝる相關々係の全體が即ち社會に外ならず、社會の生命(假に生命といふ言葉が使ひ得るとすれば)はこの關係の全體の繼續、發展に在るのである。従つて社會の發展とは之を構成する個々人の發展と等しいものである。個々人の生活がその目的の達成において一層充實し、一層内容が豊かになると各々が考へるならば、それは同時に社會的な生命が充實することであり豊かになることに外ならない。個人の生命を否定し、又は個人の生活を貧困にすることによつてその社會の生命が發展することはあり得ない。たゞ現實において社會の一部分の發展が他の部分の發展を停止せしめ一方の充實が他方の貧困も來たすことは多くの場合に考へられることであり、又歴史上かゝる経路を経て社會が推移して來てゐることは周知の事柄である。併しそれはたゞ現實において不調和が數多く存在するといふことにすぎない。かゝる不調和がある故を以て、之を予定し、更に之を是認し、而して一部分のものの意思と行動とが新しい不調和を生むことを何等顧慮する必要がないといふこ

とは、我々の承服し難い所である。社會生活を營む人間の努力はかゝる不調和の存在を可及的に排除することにその進歩的意義を有するものでなくてはならぬ。

\* Hobhouse: Social evolution and political Theory, 八五頁以下参照

それ故に全體としての社會の發展は、ある神秘的な「全體」の意思が個人を支配し指導することによつて得られるのでなく、個人が自己の意思に基いて即ち自己調和的に自己の行動を統御してその生活充實の路を歩むことに存する。それ以外に個人の、従つて又個人より構成される社會全體の自己調和的な進歩はあり得ないのである。

以上の所説から類推される如く、社會全體の場合には、個人について見られる如く統一的な意思の支配はなく、社會的な總意とは畢竟するに全體としての調和の理念以外には存しない。しかるにかゝる調和は個々人や多數の小單位の社會の複雑な關係の全體から構成される。一社會の調和、換言すれば全體としての「共同の善」の觀念の實體は之を把握し難いものである。たゞ併し我々はかゝるものが一つの社會に存在することを否定することはできない。例へばある習慣は結局個人の意思と行動の産物に外ならないが同時にその社會的環境の産物である。個人がそれを守り、それを傳へることによつて維持され存続するものであると共に、その變化、發展も亦個人間の社會關係の變化の中に見られるのである。そこには一個人の意思、一個人の思想を超へたある社會的な意思、社會的な思想がある。それは固より一つの社會においてたゞ一つだけではない。制度や習慣が數多く存在し、しかも相矛盾すると思はれるものが併存する如く、社會的な意思も社會的思想も多數に存在し、發展する。それらは當該社會に生活する個人の意思を形成し、思想を成長せしめるものである。\*

\* かゝる社會的意思と精神の複合せられたる全體を指してホブハウスは社會的精神と呼んでゐる。それは發展せる形體におい

ては一定の一體性を帯びてくる。即ち個人の精神がその人の社會的精神は必ずしもその社會の個々の人々によつて明白に意識活動體を矛盾なく、明白に、正確に統一することにあると同じ。されどとは限らない。丁度個人の精神が當該個人によつて明白やうに、社會的精神は社會の全體としての生活を矛盾なく、明白に、矛盾なく意識されるとは限らないのと同じやうに。(Hobhouse Social evolution and political theory 九八頁、明白に統制し廣さと深さにおいてより徹底さを増大させる。社 以下参照)

### 五、自由主義は社會的進歩を個人の社會的意思の進歩に求める。

それ故に何が共同の善であるかは個人の社會的意思と思想とに依存するものであり、之についての具體的意識の成長を俟たずしては明確な形において發現することはない。様々な形において社會的な意思と思想とは個人によつて擔當せられ、改修せられ、而して互に相競合しながら一つの統一的な社會的精神の方向へ形成されて行く。それは人間が矛盾を取除き、明確さを増し、廣さと深さを加へようとする合理的な精神の所産に外ならない。而してそれは各個人が社會的全體としての調和の意識について自覺の度を加へるに従つて次第に具體的な形をとるであらう。この筋途はもちろんだゞ一筋であるとは限らない。社會の發展の途は試練と誤謬の連續であるともいへるであらう。が併し人は誤りを経験して始めて眞理の自覺へ接近する。個人の意思は失敗を経て後に成功へ近附く。

ミルがその自由論において最も力を入れて説いた點は、實に社會生活を決定する各個人がこの精神的な自己決定の努力に外ならない。すべての社會構成員に對して精神的努力の自由が保證されることによつて、社會の叡智は光を増す。いかなる權力もこの自由を抑壓しないといふ抑制が各人によつて守られるときに、人々は精神的に最も優れた成長を遂げることが出来る。

我々は社會が、或ひはある個人が既に最後の完全な眞理に到達し、その生活が完全な調和的な發展の状態にあると

信することができない。眞理と調和への途は思想の検討を経て、又人間の意識的な行爲の経験を経てのみ之を進めることができる。實驗の途は無数の過誤の機會に遭遇せざるを得ない。人間は自由を享受するときに、正しいこと、誤つたこと、をやる機會を共に與へられる。誤つた思想、誤つた行爲はたしかに社會の調和を害し多くの人々に對して惡を與へる。この惡は人々の自由の限度を狭めることによつて之を避けることができるかも知れない。強制的な壓迫によつて正しい途のみを歩かせることは不可能ではないであらう。併し強壓によつて人を導くことは病をなほすために患者を殺すに等しい。そこには個人の精神的努力は存在しない。機械的な發展があるに止まる。社會のあらゆる成員を劃一的に一つの眞理の途を歩ませるは不可能ではないかも知れないが、極めて困難かつ頗る危險な仕方である。困難は眞理が確實に人々によつて自己決定的に把推され難いことにあり、危険は個人的進歩と従つて又社會の進歩が停滞することにある。

人間は必ず誤りを犯すといふことを我々はこゝに主張するのではない。寧ろ人が合理的な態度に努めようとする限り、何人も身分の意思と行動とが正しいことを確信し、社會的にも善であることを考へてゐるに相違ない。たゞ問題は其の完全な正しさを他の人々に對して證明するために強制と壓迫が行はれるならば、反つて正しさの意義を失ふといふことに存する。相手をして理解せしめ、同意せしめることができるときに、眞理は眞理としての意義を全ふすることができ、善は善として受け入れられるのである。眞理が眞理たる所以は人間の合理的な、自己決定的な意思によつて全人格的に理解されるときである。正しさを理解する能力を持たないものに正しさを當てがふならば、それは正しさの意義を持ち得ない。それは正しくないものである。蓋しそれは調和が生まれないからである。

この意味において自由主義の本質は社會生活の進歩の動力として各個人の自己決定的な精神的努力を基礎に置くも

のであり、「共同の善」が合理的に理解せられるものと想定する。之は自由主義の要請である。この要請を證明することは別の哲學的領域に入ることを必要とし、この論文で取扱ふ餘裕がない。

自由主義は強制——力による支配、合理的理解に訴へない抑壓——を排斥する。強制によつて生ぜられる共同の善は前述の如く個々の人格的發展を伴はないで反つて之を殺すからである。個々人の意思の相違、思想の相違は之を相互に關係させ、而して一層廣い又一層深い意思と思想に綜合せられる。この綜合は強制によつて之を得ることは不可能であつて、各個人の自由な精神的努力の交流を通じて始めて可能になる。\*

\* 以上の所説にあつては、常に人間が合理的に即ち全體として自己の意思を統一しようとする精神的自覺をもつてゐることが前提とされてゐる。成年に達しない幼児について見られる如く全體としての人格的統一性が著しく欠けてゐる場合に、上述の自由の理論は適用し得ない。實際においてこの間の限界が不明瞭であることは免れ難い。

ミルはこの點を次の如く述べてゐる。「自由は原則として人類が自由及び平等の論議によつて改善され得るに至らない状態には少しも適用されない。その時までは、人類としてアクソルの如きか或ひはシャールマンの如きに（幸ひにして發見すれば）盲従するより仕方がない。」(Mill, on Liberty)

人間がこの程度に發達したときに自らを改善しうる能力と自覺とを持つに至るかは然るに不幸にして明瞭に判斷し得ない。

六、自由が社會の進歩のために必要不可欠の要件であると同じやうに、強制も亦社會の進歩のために必要である。

そのために如上の論理は往々にして指導省を以て自任する專制的な人物か又はその一團が他の人々を支配する場合に、彼等を以て「幼稚、無智、未熟」であるの故を以て遇する理由として利用される。或ひは大人が子供を教育するために、「文明國人」が「野蠻國人」を支配するために、政黨の指導者が國民大衆の服従を強ひるために。それ故に「幼稚なもの」「未開の人間」「愚かなる民衆」が自由を獲得するためには、歴史上の多くの事例に徴しても明かな如く、「大人」「文明國人」「指導者」の專制を破るために力による解放の努力が拂はれ、その爲に多くの血が流されるのである。自由のために支拂はされる犠牲、丁度戰爭を廢止するために戰爭しなければならぬといふやうな悲しいバラドックスを内に娠んでゐる。

以上の所説は俗にいふ「失敗は成功の母」の諺に等しく、人々の誤りが個人の進歩、社會的全體としての調和のために必要な價值をもつといふ意味に解せられる危険がある。かゝる推論の結果は各人に無制限の意思と行動の自由が許されることが自由の本質であるといふことになり、試行誤謬の反覆が社會の進歩のための最適の方法であるといふことになる。このことは確かに一面の眞理である。併し眞理の全部ではない。さきに指摘したやうに、自由は反面に抑制を含む。この關係を抽象的に考へれば自由を増大させることは同時に抑制を増加することであり、自由の増加は無意味なことやうに響くであらう。かゝる誤解は自由それ自體と抑制それ自體とを全く抽象的に考へるために起る。自由それ自體は決してある抽象的な理念として人間の追求すべき目標として考へられるものではない。それは人間の精神的成長の條件として意義を持ち、社會的進歩に必要かくべからざる前提として考察されなくてはならぬ。従つて自由の限界も亦當然その點に置かれる。種々なる自由はそれが共同の善に貢獻することにおいて認められる。個々人の自己決定的精神の發達が個人の精神的進歩を意味し、社會的進歩の條件であることに自由の意義がある。もしも一つの自由が、たとひあらゆる社會成員に保證される自由である——即ち全成員が互に相手のその自由を束縛しないといふ抑制を守る——としても、それが社會の進歩を妨げるものであるとすれば、上記の意味の自由は全く反するものである。むしろかゝる自由を強制的に抑制することが、全體としての社會の立場から自由を意味することになる。即ち自由が抑制を含むと同じやうに、抑制は自由を含むのである。

例へば契約の自由といふ問題を考へて見よう。何人も自己決定的な契約を結ぶことにより自らの創意を發揮し、自らの行動を自由に選擇する。契約を結ぶことは同時にその履行の義務即ち一つの抑制を蒙ることである。然るにかゝる契約の自由は一部の立場のものには必ずしも自己決定的な選擇の自由とならないことがある。契約上劣等な立場に

在るものは、相手方の條件に服従するのでなければその生活を維持する機會を見出だし得ないことがある。かゝる場合に兩者の間に締結さるべき契約の内容に一定の制限を加へ、一方の立場を法律によつて保護することは、一つの抑制であると同時に契約の自由の内容を一層合目的に確かめることになる。もし量的な表現が許されるならば、一つの抑制によつて失はれる自由よりも、それによつて得られる自由の方が一層大きいといへるのである。それ故にいはいはゆる「自由放任」の自由主義の理論に従つて契約の自由を文字通りに尊重することは、必ずしも自由主義の眞意と合致しない。むしろかゝる「自由」によつて事實發達を望み得ず反つて壓制的支配を受ける所の多數の弱者をば保護して壓制的立場に在る者の「自由」を法律によつて抑壓することは社會的進歩に貢獻するものであり、自由主義の精神に合致するものといふことができる。自由放任の主張者はかゝる社會的弱者の保護の如き立法をば自由の精神に反するものとして反對する。それは社會的な訓練による個人の自立性を阻害し、個人の精神的進歩の動力を鈍化させ、個人の責任感を薄くして自由の意義に反する結果を來すと説くのである。こゝに前項に述べたのと同じ様な自由論を繰返へすことになるが、それは上述の例説の明かにせる如く、眞理の一面のみを強調して、他の一面を省みない議論である。といふのは、ある一つの自由が齎らす社會的な影響の一面がその場合無視されてゐる。自由が生む教育的効果の外に、それが反面に及ぼす失敗や錯誤の弊害が看過されてゐる。自由が育てる自主性の効果の外に、それが反面に與へる社會的從屬性の缺陷が見逃がされてゐる。ある自由がある不自由を伴ふことが忘れられてゐる。多數者の合理的な判断によつて共同の善のために各人に差別なく自由が與へられることがこの場合の取捨選擇の基準にされなければならぬ。\*

\*この點に、いはゆる平等の觀念が自由に随伴する意味がある。即ち通俗的にいはれるやうに自由と平等の併立でなく、平等の



自由といふことが、自由の二層正確な定義として解されるのである。

七、國家の權力と個人の自由とは對立するものでなく、むしろ兩者の合致こそが自由主義の精神に沿ふものである。抑制は自由のために必要であることを充分に反省するならば、國家の權力が必ずしも個人の自由と背馳するものではないことは容易に了解せられるであらう。國家の本質に關する論議はしばらく措くとして、人間の社會生活の維持と進歩の職分を帯びた一つの團體として、その領域内に生活する個人に對して最も優越した權力を持ち、従つて最も大きな責任を負ふてゐるものである。

自由主義の思想はかつて個人の自由と國家の權力とを對立的に考へ、後者の支配力を可及的に縮小することにその主たる努力が注がれた。何人も自己の利益について最も忠實かつ最も正確な判定者であり、他人の利益を判定する能力の劣れるものである。しかも啓發されたる自利心は、社會生活において他人を利することなくしては自己を利することができないことを知つてゐるから、各人に最大の自由を許すことは結局において相互に最も有利な社會状態を生ましむる傾向を自からもつものであると推論されたのである。

然るに現代においては、かゝる自由放任的調和論は現實に妥當しない。自由のために徹廢された從來の抑制は同時に社會上の弱者に對する保護をも同時に放棄せしめた。自由を與へられた人々の一部分は新しい社會環境の下において自己決定的な意思と行爲の果實を享受することに著しい困難を嘗めなくてはならなかつた。彼等が社會において多數を占むるにせよ、少數に止まるにせよ、全體として社會は彼等に別箇の自由を與へる義務を負はなくてはならぬ。それは國家が彼等に恩恵を與へるといふ意味からでなく、彼等の經濟上並びに社會上の獨立を可能ならしめる條件を與へることが全體としての進歩の動力を活撥にするといふ意味で國家の當然の任務と考へられるからである。それは

個人的自由のために必要な抑制に外ならないのである。

自由はそれ故に個人相互間の意思的努力によつて、維持され、その協力の力によつて、之を發展させることができるのである。

八、個人的責任と社會的責任は相關的有機的な關係にある。

一つの社會組織が個人の自由な意思の綜合の結果として構成されるといふ觀念はかくの如くして次第に社會の全成員の間に明白になつてくる。之は現代の自由主義の思想の初期の形態が自然法や個人の自然權を背景として唱へられたのと最も著しい相違を示す點である。國家の權力の生成發展の歴史がいかなるものにせよ、社會の全員に對して一様の強制をなす權力を認められて國家は、その最も合理的な利用によつて社會の矛盾と不調和を取除き、協力と進歩を捉がす最有力の機關と見られるのである。協力的組織の力によつて、社會の一個人の力を超へる仕事をよく果たすことができる。社會の不幸の全原因と國家の力に歸することが不當であるとしても、なほ之を取除き、より善き社會組織を構成することは國家の主要な任務である。

こゝに國家的干渉を自由主義が要求する二つの理由が見出される。一つは人間の合理的精神の進歩である。ホプハウスの言葉を使へば社會的精神の發達である。人間の精神的發達は自然の世界を人間の種々なる欲望の爲に利用する力を増大せしめたばかりでなく、その社會生活における諸々の關係をば自己決定的に調整する意識を生ぜしめて來た。それは一方において個人が自己決定的に自己の主人であるとする獨立の精神と、他方において全體としての社會の一員として調和的發展の中において自己の發展を求むることができるとする社會的協力の精神とによつて社會が精神的努力によつて進歩するといふ思想が次第に高まつて來たからである。略言すれば人間の智識の進歩は人間をして

外的にも内的にも生活を支配し改善する能力を増大せしめるに至つたのである。

それ故にもしも現在の社會生活に不満を感じ矛盾を發見するならば、それは社會を支配する力によつて改革しうるし又改革すべきものであるとする見解が當然に起つて来る。社會生活上の諸々の不調和は單に個人的な努力によつてのみ矯正されるものでもないし、又自然の力によつて起つた不可避的なものとして諦めてしまふべきものでもない。むしろ社會の各成員の協力によつて改良すべきものでなくてはならない。

更に第二には、歴史上の事實として現在の社會生活は幼稚な時代と比較して著しく複雑化し、個人の意思と行動が他の人々に及ぼす影響は廣く且つ大きいものがある。しかも全體としての社會と個々の人間との間の有機的關係はますます深く認識されてゐる。ミルが考へてゐたやうな純粹に自己のみに關係のある行爲なるものは實際に存在しない。そればかりではない。かりにかゝる孤立的な行爲があるとしても、その故を以て個人の不幸を放置することは是認さるべきではない。自由主義の源泉には共同の善の理想がある。社會の一員の不幸はそれらから組織されてゐる全體としての社會にとつての不幸でなければならぬ。社會的關係の複雑化とその複雑化についての一層透徹した認識とはかくして全體としての社會の調和の維持と發展のために一層大きな國家的干渉を要求せざるを得ない。かゝる調和は一社會内の個々人相互乃至は個々の集團相互間の協力によつて達成し得るには餘りに廣汎に互り、餘りに深刻なものがあるのである。一社會全體の立場から個々人の行動に抑制を加へることによつてのみ部分的な争ひや矛盾は之を予防又は解決できるのである。

かくの如くして國家的活動の擴大は思想的にも現實的にも進歩の必然の傾向と見られるのであるが、それは同時に國家が社會の全員に對して權力を増すと云ふよりも、むしろ彼等に對する責任を一層重く負ふといふことである。個人の不幸に對する社會的責任が一層重く問はれることである。それは決して個人の責任を軽くすることではない。いな全體としての社會に對する關係においても、自己自身に對する關係においても個人の責任はその享受する自由の種類と程度とに正比例するものであつて、自由の増大は責任の増大を意味しなければならぬ。併し前述せる如き國家的干渉の増大を要請する現代の社會環境は個人的責任と相關的に社會的責任の重大さを認めさせるのである。その點においてこれまで不可避的な、或ひは個人の能力の問題としてかたづけられてゐたやうな社會的不調和が國家の力を藉りて社會的責任の問題として取擧げられなくてはならない。例へば過去において労働者の失業は當該失業者の怠惰、過失乃至は不運の問題とされ、之に對する社會的對策は慈善的救済を超へなかつた。然るに現代においてはそれは社會の經濟組織上の缺陷として觀察され、經濟組織の改革がその重要な對策と考へられてゐる。過去において犯罪人や賣笑婦は當人の性格の弱さに責任を歸屬したのであるが、現代においてはかゝる惡を社會惡として解釋し、ある社會組織の犠牲者であると見るのである。従つて彼等の救済は社會の任務であるとする。<sup>\*</sup>

<sup>\*</sup>「人を脅かす環境と人を殺す力が自然の環境、自然の力である。恨み、抗議し而して最後に反抗する。」 J. M. Clark, Preface  
 する時は、人は之を崇拜をする……然るに環境が人爲のものである。 to Social Economics 七一頁参照)  
 り、力が機械のそれである時は、人は崇拜することを止めて、

然るにかゝる社會的責任の思想はしばしば誤つて個人的無責任の思想を伴ふことがある。即ち一社會における労働人口の何割かの失業は労働者個人の力によつて矯正しらるものでなく、全體としての社會の力によつて之が對策を立つべきものであり、従つて社會的責任の問題でこそあれ、個人的に無責任である、と。かゝる結論は一つには現代において一部の思想を代表する唯物的傾向又は機械的な決定論の影響による所が多いと推定されるが、それは現象の

表面を眺めて、その背後を見忘れた議論と斷ぜざるを得ない。

社會的責任の増大は個人的責任を重くこそするが、之を軽くするものでは決してない。第一に社會がある關係を支配しうるといふことは、その社會を構成する個人々の努力を外にして何があるであらうか。社會の力とは畢竟するに個人の能力の綜合せられるものに外ならぬ。しかもこの綜合によつてこそ、個人の力の單なる集計以上の力を發揮しうるのである。第二に社會の進歩は個人の自己決定的精神の發達を通じてのみ促進される。人間が自己の環境を支配する能力を高めれば高めるほど、自己自身に對する責任も亦増大する。いな、自己自身に對してのみでなく、その屬する社會全體の福祉のために貢獻すべき道德的義務は重くなる。\*

\*私はこの機械的な決定論を批評する餘裕がないが、私の解 ない。個人は一つの有機的な全體として自己決定的に自己の運命を決定する働きを營むものである。なほこの點に關しては別因によつてのみ受動的に線られる存在であると解するものでは、に説く機會があらう。

それ故に簡単に結論を下すならば、自由の増大は社會の進歩の原因であると共に結果でもあり、それに必要缺くべからざる要件であると同時に、その必然的な結果である。而してそれと共に現代における國家の權力の増大は自由のために要求され、社會的責任は個人的責任と共に、現代の自由主義——特に既往の個人主義思想に根ざした自由主義と之を區別しようとするならば——社會的自由主義の基本的要請たるものである。最後に一言附加へるならばかくの如き國家的權力が民主主義的に行使さるべきことは、民主主義の政治方法それ自體がこの自由主義の精神に基いて支持されるものであることからして、極めて明白である。

## ホームステッド法制定前

—アメリカ土地制度史の一齣—

高村 象 平

北アメリカにおける英吉利植民地の設定は、それが特許植民地又は私領植民地のいづれの形態をとつたにしても、所詮英吉利本國商業資本の海外進出の一面であつた。ビルグリム始祖の渡航(一六二〇年)もこの新世界の漁業と毛皮貿易によつて巨利を博さうと目論んで所要資金を支出した七十名のロンドン商人があつたがために實現されたし、マサチューセツ灣植民地の建設(一六三〇年)もその發起者が拓植資金二十萬磅を醗集し得たが故に可能となつた。又メリランド植民地の領主となつたボルチモア卿にしても(一六三四年)、ペンシルヴェニア植民地のウイリアム・ペンにしても(一六八一年)、謂ゆる封建領主たらんことを期した者ではなく、未開地の開拓と營農による利益獲得によつて新世界に巨富を累ねんと圖つた資本家的地主乃至土地投機者に外ならなかつた。これ等植民地建設企劃者は最初は西班牙人に倣つて新金銀山の開發を望んだのであつたけれど、北アメリカにおいてこれが行なはるべくもないこと